

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：前田建設株式会社
 (法人番号1140001041326)
 業者の住所：兵庫県丹波市山南町池谷108

- 2 指名停止措置期間：令和2年3月2日から
 令和2年5月1日まで

- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
 (近畿2府4県、北陸3県、東海3県)

- 4 事実概要： 前田建設株式会社の取締役が、兵庫県丹波市発注の水道工事の制限付き一般競争入札に関し、事前に同市水道部工務課職員から工事の設計価格や直接工事費の教示を受け、それらの価格をもとに、最低制限価格と同額で入札し、落札したとして、令和2年1月28日、公契約関係競売入札妨害容疑で兵庫県警に逮捕された。

- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第8号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合)	
8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内